

非課税の高齢者世帯などに

火災警報器を無料で設置

火災による死者の5割は発見遅れ

市では、住宅用火災警報器の早期普及を図るため、市町村民税が非課税の高齢者世帯などに無料で1個を設置することとしました。東京消防庁管内の記録によると、火災で死亡した方の約8割は住宅火災によるもので、そのうちの約5割は火災の発見が遅れたためです。住宅用火災警報器は、平成22年4月1日から、すべての住宅に設置が義務付けられることとなりました。

住宅用火災警報器は、主に「熱を感知するものと煙を感知するもの」があり、火災の発生を警報音か、「火事」

熱式は、調理中の煙を感知することがないので、台所に適しています。また、煙式は、居室や階段などに



命を守る住宅用火災警報器。取り付ける位置は天井や壁など高いところなので、協力し合う町内会・自治会、隣近所もあります。

就学前の子ども医療費が無料に

乳幼児医療費助成制度の所得制限を廃止



市では、子育て支援を一層充実させるため、800万円としていた所得制限を廃止しました。これまで、所得制限額を超えていた方も対象となりますので、申請してください。

助成内容 保険診療の自己負担額(2割)が無料
対象 小学校就学前の子ども
生活保護を受けている方は、対象外です。
申請に必要なものは、健康保険証(未就学児童と保護者(父母)のもの)、平成20年度課税証明書(平成20年1月2日以降、あきる野市に転入した方のみ)
乳幼児医療証をすでにお持ちの方は、申請不要です。
問合せ 子育て支援課 子育て支援係

所得制限を廃止

適用しています。
住宅用火災警報器を無料設置する対象
対象の世帯 市内在住の市町村民税が非課税の世帯のうち、次に該当する世帯
65歳以上の方のみの世帯
生活保護世帯
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯

愛の手帳1度または2度の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
対象の住宅
借家でないこと
平成16年10月1日以降に新築または改築した住宅でないこと
スプリンクラー設備を備えた住宅でないこと

10月の市税の納期

市・都民税 第3期
国民健康保険税 第4期

住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと
給付内容
火災警報器1個を無料で給付し、設置します(1回限り)。
対象の世帯から申請を受け、審査後に、業者により火災警報器を住宅内に直接取り付けます。
詳しい住宅用火災警報器の申請方法、申請受付開始日などについては、10月15日号以降の広報でお知らせします。
問合せ 地域防災課 防災安全係

悪質な訪問販売に注意してください
消防関係者に似た服装や、消防署員のふりをして訪問し、「設置や点検が義務付けられている」などと言って住宅用火災警報器を販売するケースがあります。消防署や市役所が訪問して販売することは絶対にありませんので、十分注意してください。

もし、悪質な販売の被害にあつてしまった場合は、クーリングオフ制度を利用して解約することができません。

子義務教育就学児医療費助成制度の申請は、お済みですか？

10月1日から所得対象年度が平成20年度(平成19年中の所得)になります。
所得制限額を超え、助成を受けられなかった方も該当になる場合があります。
子医療証をすでにお持ちの方は、申請不要です。
助成内容 保険診療の自己負担額の3分の1
対象 小学校1年生から中学校3年生までの子どもの父または母(どちらか所得の高い方)が所得制限額(表)を超えていない方
生活保護 心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は、対象外です。
申請に必要なものは、乳幼児医療費助成と同じ
申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援係、五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

表 医療費助成制度の所得制限額表

扶養人数	国民年金	厚生年金・共済
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算	

条件で、所得から控除できる金額あり。